

1 趣旨

(1) 公園緑地等を取り巻く状況

国は、平成28年5月に、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」で公表した最終とりまとめにおいて、「社会の成熟化などの社会状況の変化を背景として緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へと移行すべき」という方向性を示しております。

さらに、平成29年に民間活力の導入等を目的とした都市公園法の改正があり、直近では、令和4年10月に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」の提言において、「公園は、ポストコロナの新たな時代において、多様な利用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すこと」が明記されており、本市においても、これらの提言等を踏まえ、個別施策を推進する必要があります。

(2) これまでの対応

等々力緑地や生田緑地等の大規模公園のマスタープランの検討については、有識者等の専門的観点を反映するにあたり、案件ごとに附属機関を含めた検討体制の整備を行ってきました。

(3) 今後の方針

令和5年度末に予定している生田緑地ビジョンの改定に必要な検討体制の整備に合わせ、その他個別計画の策定等への対応も含めた附属機関を設置することで、効率的で効果的な運用と統一的な審議体制を整えるため、「川崎市公園緑地等整備計画推進委員会」を設置するものです。

なお、川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会については、所掌事務の目的が達成されたため、廃止いたします。

2 委員会の所掌事務

【所掌事務】

公園、緑地等の整備等に関する計画の策定その他公園、緑地等の整備等の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。

(1) 「生田緑地ビジョン」（平成23年3月策定）の改定をはじめ、公園、緑地等の整備等に関する計画の推進に当たり、広く専門的な視点で、公園、緑地等の整備等に関する計画の策定や、整備等の推進のために必要な事項に関する事務を所掌します。

(2) 上記事項に関して、近年の社会経済状況の変化に対応して魅力ある公園緑地づくりを推進する観点から審議を行います。

3 委員の構成・任期

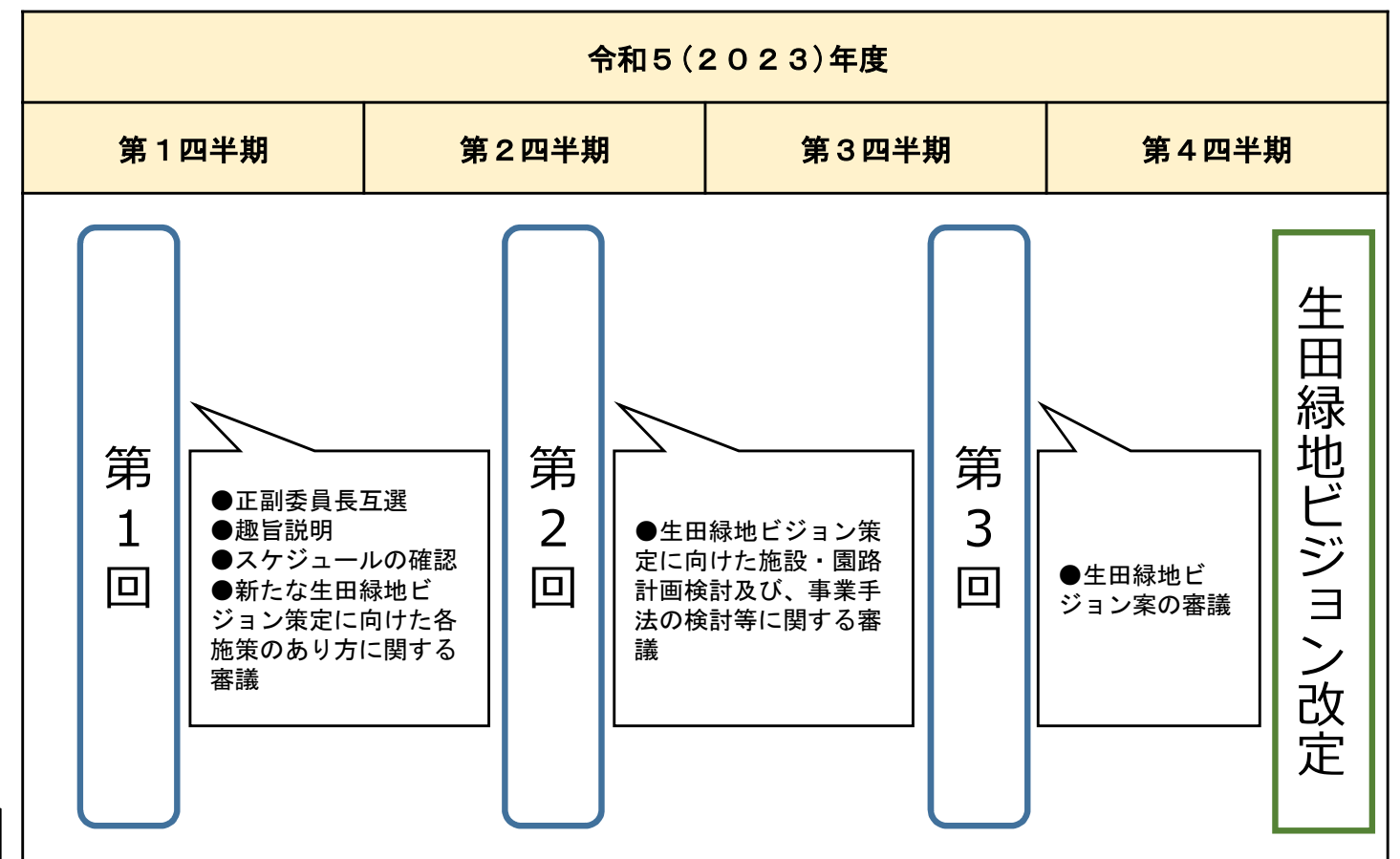
(1) 委員の構成

学識経験者 6名（造園、生態工学、文化、都市計画、地域コミュニティ、防災の識者）で組織します。

(2) 委員の任期

委員会の委員の任期は2年とします。

4 令和5年度の委員会スケジュール(想定)



(1) 委員の選定

学識経験者につきましては、令和5年度は、主に生田緑地ビジョンの改定に関する議題を審議することから、今年度設置している「生田緑地ビジョン推進会議」の委員を中心に、本委員会の委員として選定します。

(2) 委員会の開催

委員会は、令和5年度に、3回の開催を予定しています。

主に、生田緑地ビジョンの改定に関する議題を中心に審議を予定しております。